

京都市告示第646号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者とし、物品売払代金の収納事務を委託します。

令和3年3月29日

京都市長 門川 大作

1 公金収納受託者の名称等

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

2 委託をする事務の内容

町家型共同住宅設計ガイドブックの販売に係る公金収納事務

(都市計画局まち再生・創造推進室)